

三条市認定地域クラブ活動の認定及び運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（令和7年12月文部科学省作成。以下「ガイドライン」という。）にのっとり、本市において三条市認定地域クラブ活動の認定（以下「認定」という。）を行うことに関し、ガイドラインに定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「三条市認定地域クラブ活動」とは、この要綱で定めるところにより、ガイドライン及びこの要綱に定める要件を満たす地域クラブ活動として三条市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の認定を受けた地域クラブ活動をいう。

(認定の要件)

第3条 認定の対象となる地域クラブ活動は、教育委員会が別に定める基準に基づき、次に掲げる全ての要件を満たすとして教育委員会が認める地域クラブ活動とする。

- (1) 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承し、及び発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること。
- (2) 活動時間、休養日等が適切に設定されていること。
- (3) 参加費等が、活動の維持及び運営に必要な範囲で、可能な限り低廉に設定されていること。
- (4) 適切な指導の実施体制が確保されていること。
- (5) 安全確保の体制が適切に構築されていること。
- (6) 営利を目的とせず、適切に運営されていること。
- (7) 教育委員会その他の関係機関との連携が適切に行われること。

(認定の申請)

第4条 認定を受けようとする団体等（以下「申請団体等」という。）は、三条市認定地域クラブ活動認定申請書（様式第1号）に教育委員会が別に定める三条市認定地域クラブ活動認定要件確認書及び次に掲げる書類を添付し、教育委員会に提出するものとする。

- (1) 団体等の規約又はこれに準ずるもの
- (2) 地域クラブ活動の活動計画書
- (3) 地域クラブ活動に係る収支計画書
- (4) その他教育委員会が必要と認める書類

(認定の決定等)

第5条 教育委員会は、前条の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、認定することを決定した場合にあっては三条市認定地域クラブ活動認定通知書（様式第2

号)により、認定しないことを決定した場合にあっては三条市認定地域クラブ活動不認定通知書(様式第3号)により、その旨を申請団体等に通知するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、教育委員会及び一般社団法人三条市スポーツ協会その他の教育委員会が指定する団体等の協議により行うこととされる地域クラブ活動にあっては、認定の決定を受けたものとみなす。この場合において、当該地域クラブ活動を実施する団体等については、前条の規定を適用しない。

(変更の届出)

第6条 前条第1項の認定の決定を受けた申請団体等又は同条第2項の規定により認定の決定を受けたものとみなされた団体等(以下「認定団体等」という。)は、三条市認定地域クラブ活動に係る申請内容に変更が生じたときは、速やかに三条市認定地域クラブ活動変更届(様式第4号)により、教育委員会に届け出なければならない。ただし、教育委員会が軽微な変更と認める場合にあっては、この限りでない。

(休止の届出)

第7条 認定団体等は、三条市認定地域クラブ活動を休止する場合は、速やかに三条市認定地域クラブ活動休止届(様式第5号)により、教育委員会に届け出なければならない。

(認定取消しの申出)

第8条 認定団体等は、三条市認定地域クラブ活動を廃止する場合は、速やかに三条市認定地域クラブ活動認定取消申出書(様式第6号)により、教育委員会に申し出なければならない。

(実施報告)

第9条 認定団体等は、三条市認定地域クラブ活動の各年度における活動が終了したときは、教育委員会が別に定める方法により、その活動内容及び決算について教育委員会に報告しなければならない。

(調査及び指導助言等)

第10条 教育委員会は、認定団体等に対し、必要に応じて、三条市認定地域クラブ活動の運営状況その他の認定に係る活動内容について調査を行うことができる。この場合において、当該調査の対象となる地域クラブ活動を運営する認定団体等は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の調査を行った場合において、当該調査の対象となった三条市認定地域クラブ活動が第3条に掲げる要件に該当しないこととなるおそれがあるときその他教育委員会が地域クラブ活動の改善が必要と認めるときは、当該認定団体等に対して指導助言等を行い、改善を促すものとする。

(認定の取消し)

第11条 教育委員会は、三条市認定地域クラブ活動が次の各号のいずれかに該当するときは、三条市認定地域クラブ活動認定取消通知書(様式第7号)により、認定を取

り消すことができる。

(1) 第8条に規定する申出を受けたとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により認定を受けたとき。

(3) 前条第2項の指導助言等によってもなお地域クラブ活動の改善が見込めないとき。

(三条市認定地域クラブ活動に対する支援)

第12条 教育委員会は、三条市認定地域クラブ活動に関し、生徒、保護者等に対する情報提供その他の三条市認定地域クラブ活動の実施に係る支援を行うものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日から令和9年3月31日までの間、教育委員会は、第4条の規定により認定の申請を受けた地域クラブ活動が第3条第4号に掲げる要件を満たしていない場合であっても、当該地域クラブ活動について認定を行うことができるものとする。この場合において、教育委員会は、当該認定を受けた団体等に対して第10条第2項の指導助言等を行うものとする。